

津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき監査委員が公表（平成21年3月9日付け津市監査委員告示第1号）した監査結果報告について、同条第12項の規定により、市長等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月4日

津市監査委員　岡　部　高　樹
　　　　　　　　同　田　端　隆　登
　　　　　　　　同　水　谷　友　紀　子
　　　　　　　　同　山　中　利　之

1 部局（総合支所等を含む。）

（1）久居総合支所

ア 総務課

監査の結果	同課が普通財産として管理する「農地」について、これを個人（農業経営者）及び三重中央農業協同組合（農業経営基盤強化促進法第7条第1項に基づき農地保有合理化事業規程の承認を受けた農地保有合理化法人）に対し、それぞれ貸し付けているが、これらの貸付けに当たり、農地法又は農業経営基盤強化促進法に定める所要の手続をしていなかったことから、早急に是正措置を講じるとともに、これら法律の趣旨を踏まえ、当該農地の保有の在り方について検討されたい。
措置の内容	平成21年2月24日付けで農業委員会へ農地法第3条の許可申請を行い、同年3月18日に許可を得た。

イ 産業環境課

監査の結果	須ヶ瀬構造改善センターの指定管理について、当該指定管理者は、基本協定書の定めるところにより、防火管理者及び消防計画の届出をされていなかったことから、届出の徹底を指導されたい。
措置の内容	指定管理者に基本協定書第20条を遵守するよう指導を行い、防火管理者の報告及び消防計画の届出を受けた。

（2）河芸総合支所

ア 市民福祉課

監査の結果	河芸ほほえみセンターの喫茶コーナーについて、津市母子寡婦福祉会河芸支部に使用させているが、行政財産の使用許可に係る手続がされていなかったことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	平成21年度の使用について、行政財産の使用許可をした。

イ 産業環境課

監査の結果	業務委託契約に係る収入印紙の貼付について、平成20年度の農業用排水施設に係る操作業務委託契約において、一部の受託者が作成した当該契約書には収入印紙が貼付されていなかったことから、当該受託者に対し印紙税法を遵守するよう指導されたい。
措置の内容	受託者に指導を行い、契約書へ所定額の収入印紙を貼付させた。

(3) 芸濃総合支所

ア 産業環境課

監査の結果	農業振興費事業補助金等の執行について、平成19年度の農業振興費事業補助金の一部及び林業振興費事業補助金の実績報告書を見たところ、これらの補助金が充当された経費の内容が明らかでないものがあり、適正かつ効率的に補助金が使用されたことを審査し難いものであった。補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の内容	これらの補助金の交付先団体に対し、充当経費の内容が明らかになるよう関係書類等の整理を求め、その内容を確認した。 平成20年度の補助金についても、同様の措置を講じた。

(4) 美里総合支所

ア 総務課

監査の結果	同課が所管する同総合支所庁舎の管理について、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け、又は第7項の規定に基づく使用許可によることなく、その1室を土地改良協議会の事務所として使用させていたことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	平成21年度の使用について、行政財産の使用許可をした。

(5) 安濃総合支所

ア 総務課

監査の結果	安濃中央総合公園内運動施設使用料の徴収委託について、平成20年度の安濃中央総合公園内運動施設等管理業務委託契約の業務別仕様を見ると、同運動施設使用料の徴収業務が含まれているが、地方自治法施行令第158条第2項に規定する告示及び公表をしていなかったことから、同項の定めるところにより、早急に所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	平成21年1月7日付けで徴収委託に係る告示及び公表を行い、津市会計規則第16条に基づく所定の手続を行った。

イ 地域振興室

監査の結果	平成19年度あのう「光れ！しけけ花火」祭り事業補助金について、実績報告書及び収支明細書を見る限り、同補助金が充当された会場設営費の具体的な経費の内容が明らかでなく、適正かつ効率的に補助金が使用されたことを審査し難いものであった。補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の内容	会場設営費の具体的な経費の内容について、適正に処理されていたことを確認した。 補助金の交付先団体に対しては、より適正な事務処理に努めるよう指導した。

ウ 産業環境課

監査の結果	安濃工業会館の使用について、その一部（約41平方メートル）を同会館の指定管理者である津西商工会の事務所用途として使用させているが、従前の使用許可に係る期間が満了したにもかかわらず、その更新手続が行われていなかったので、早急に所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	平成20年11月24日に行政財産の使用許可をした。

(6) 一志総合支所

ア 総務課

(ア) 一志温泉パーゴルフ場使用料の徴収委託について

監査の結果	同ゴルフ場の受付等業務委託契約において、同ゴルフ場使用料の徴収業務が含まれていないにもかかわらず、受託業者による使用料の徴収が行われていたことから、当該徴収業務を委託契約書
-------	--

	に明示するとともに、地方自治法施行令第158条第2項に規定する告示及び公表について、早急に所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	受託業者と協議の上、平成21年5月1日から市の職員が徴収業務を行うこととした。

(イ) 行政財産の使用について

監査の結果	同課が所管する同総合支所庁舎等の管理について、庁舎においては、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け、又は第7項の規定に基づく使用許可によることなく、その1室を土地改良区（2団体）の事務所として使用させており、コミュニティプラザ川合においても、同条第7項の規定に基づく使用許可によることなく、その敷地内に電柱を設置させていたことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	庁舎の使用については、平成20年10月31日に行行政財産の使用許可をした。 コミュニティプラザ川合の使用については、同年12月1日に行行政財産の使用許可をした。

(7) 白山総合支所

ア 総務課

(ア) 土地賃貸借契約書について

監査の結果	白山体育館の用地に係る土地賃貸借契約を見たところ、賃貸人の氏名が誤記されていたので、是正するよう指摘した。
措置の内容	賃貸人の氏名を訂正した。

(イ) 業務委託契約の仕様書について

監査の結果	平成20年度白山庁舎等浄化槽保守点検業務委託契約に係る仕様書に保守点検回数を記載していなかったことから、委託業務の実施方法をより明確にするため、当該仕様書を見直されたい。
措置の内容	平成21年度白山庁舎等浄化槽保守点検業務委託契約に係る仕様書に保守点検回数を明記した。

イ 産業環境課

(ア) 白山生活排水処理施設維持管理業務委託契約の履行状況の確認について

監査の結果	平成20年度の同業務委託契約の仕様書で定める管理日報の一部が受託者から提出されていなかったことから、提出の徹底を指
-------	---

	導の上、適正に業務が履行されていることを確認されたい。
措置の内容	当該業務の管理日報の提出を指導し、その提出を受けて、適正に業務が履行されていたことを確認した。

(イ) 公の施設の指定管理について

監査の結果	リバーパーク真見、わかすぎの里のそれぞれの指定管理者は、基本協定書の定めるところにより、防火管理者及び消防計画の届出をされていなかったことから、届出の徹底を指導されたい。
措置の内容	当該基本協定書で定める防火管理者及び消防計画の届出は、当該施設の収容人員が一定規模以下であるため、必要ないことが判明したため、平成21年度指定管理者基本協定書において、当該条項を削除した。

(ウ) 営農・生産団体育成事業補助金の是正について

監査の結果	平成19年度営農・生産団体育成事業補助金のうち、青空部会白山支部への補助金の実績報告書を見たところ、他の営農・生産団体への補助金では補助対象経費外とする視察研修に係る食事代（乗務員分を含む。）等を補助対象経費に含め、補助金額10万円を確定していた。これらの食事代を除き補助金額を試算すると約7万9,000円となることから、所要のは是正措置を講じられたい。
措置の内容	補助対象経費外に係る補助金相当額2万1,000円について、平成21年3月9日に同支部から返還を受けた。

(8) 美杉総合支所

ア 総務課

監査の結果	地下タンクの法定点検について、同総合支所の庁舎等空調設備に使用している重油は、容量3,000リットルの地下タンクに貯蔵しているが、消防法第14条の3の2に基づく当該地下タンクの法定点検を実施していなかったことから、早急に点検を実施されたい。
措置の内容	平成21年2月26日付けで点検業者と委託契約を締結し、同年3月3日に点検を実施した。

イ 市民福祉課

監査の結果	公衆電話の管理及び使用料の回収について、同課は、美杉高齢者生活福祉センター内に公衆電話を設置しており、その管理（鍵
-------	---

	の保管) 及び使用料の回収業務を、契約書によることなく、津市社会福祉協議会に行わせていたが、公金の管理責任を明確にするため、所要のは是正措置を講じられたい。
措置の内容	市民福祉課で鍵の保管及び料金の回収を行うこととした。

(9) 教育委員会事務局

ア 学校教育課

(ア) 津市学校保健会補助金の執行について

監査の結果	平成19年度の同補助金の一部を津市学校保健会ブロック研修費として3ブロックに対し各3万円を支出しており、このうち1ブロックにおいて約7,000円の剩余金が生じていたが、当該実績報告書では、3万円全額が経費に充当されたことになっており、書類上では当該剩余金の存否が確認できなかった。補助金の支出に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の内容	各ブロックから研修費の支出明細を同保健会に報告するよう改善した。

(イ) 出張旅費の誤払いについて

監査の結果	同課は、津地域の市立幼稚園教諭の市内出張旅費支出事務を行っているが、平成20年8月7日に櫛形幼稚園から西郊中学校へ外出した教諭の出張旅費1,540円を誤払いしていたことから、その是正を指摘した。
措置の内容	当該旅費は、平成20年12月1日に戻入された。

イ 教育研究支援課

監査の結果	クラブ活動振興補助金の交付基準等について、津市教育委員会関係補助金等交付要綱の別表に「別に定める」としているところ、これを定めていないが、交付基準等を明確にすることは、補助の要否等を客観的に判断できることから、その制定について検討されたい。 また、同補助金の平成19年度実績報告書に添付されていたクラブ活動顧問の私印による領収書については、その使途を確認することができないものであったことから、適正かつ効率的に補助金が使用されたことを審査し難いものであった。補助金の執行に
-------	---

	当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の内容	<p>クラブ活動振興補助金の交付基準を制定し、平成21年度から施行した。</p> <p>クラブ活動顧問の私印による領収書については、当該経費の内容、支払先を確認し、今後実績報告書には、顧問の領収書ではなく、支払先が発行した領収書を添付するよう指導した。</p>

ウ 人権教育課

監査の結果	行政財産の使用料の納期限について、一部の納入通知書に指定した納期限をその発行の日から20日を超えて定めていたことから、津市会計規則第11条第3項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。
措置の内容	平成21年度の使用料について、同項の定めるところにより、15日以内の納期限を定め、納入通知書を発行した。

エ 生涯学習課

監査の結果	社会教育振興会補助金の是正について、平成19年度の同補助金に係る実績報告書を見たところ、同補助金の一部が交際費に充当されていたが、公金の使途として妥当を欠くものであったことから、所要のは是正措置を講じられたい。
措置の内容	市補助金充当科目について、交際費から修繕費への訂正を指導し、平成21年1月10日に訂正された実績報告書の提出を受けた。

オ 久居事務所

(ア) 行政財産の使用料の納期限について

監査の結果	一部の納入通知書に指定した納期限をその発行の日から20日を超えて定めていたことから、津市会計規則第11条第3項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。
措置の内容	平成21年度の使用料について、同項の定めるところにより、15日以内の納期限を定め、納入通知書を発行した。

(イ) 講座受講料に係る調定通知書の作成について

監査の結果	戸木公民館及び立成公民館の講座受講料は、津市会計規則第10条第2項の規定を適用し、その調定通知書を1か月分まとめて
-------	---

	作成していたが、同項の規定は、日々調定を行う歳入金などについて適用されるものであり、受講料はこれに該当しないと解することから、適正に調定通知書を作成されたい。
措置の内容	講座受講料の集金の都度、調定通知書を作成するよう改めた。

カ 美里事務所

監査の結果	行政財産の使用料の納期限について、一部の納入通知書に指定した納期限をその発行の日から30日を超えて定めていたことから、津市会計規則第11条第3項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。
措置の内容	平成21年度の使用料について、同項の定めるところにより、15日以内の納期限を定め、納入通知書を発行した。

キ 香良洲事務所

(ア) 行政財産の使用料の納期限について

監査の結果	一部の納入通知書に指定した納期限をその発行の日から20日を超えて定めていたことから、津市会計規則第11条第3項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。
措置の内容	平成21年度の使用料について、同項の定めるところにより、15日以内の納期限を定め、納入通知書を発行した。

(イ) 香良洲中央公民館使用料の徴収について

監査の結果	同公民館を市外の者が使用する場合の使用料について、津市公民館の設置及び管理に関する条例に規定する使用料の2倍相当額を徴収している事例が見られたが、同公民館使用料は同条例の定めるところにより徴収しなければならないことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	超過分の使用料について、納入者に対し、平成21年2月2日に還付した。

ク 白山事務所

監査の結果	行政財産の使用料の納期限について、一部の納入通知書に指定した納期限をその発行の日から50日を超えて定めていたことから、津市会計規則第11条第3項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。
措置の内容	平成21年度の使用料について、同項の定めるところにより、15日以内の納期限を定め、納入通知書を発行した。

(10) 消防本部

監査の結果	行政財産の使用許可に係る教示について、美里消防団第3分団穴倉車庫用地等に係る行政財産使用許可書には、使用期間、使用上の制限などの条件を付しているが、不服申立てに係る教示はしているものの、処分の取消しの訴えに係る教示をしていなかったことから、行政事件訴訟法の定めるところにより、これを教示されたい。
措置の内容	平成21年1月16日以降の行政財産使用許可については、処分の取消しの訴えに係る教示を行った。

2 出張所

(1) 波瀬出張所

監査の結果	総額1万円のつり銭を保管するものの、税金等の収納時に対応できない場合があるとして、職員が私費1万円を加算して対応していたが、業務遂行上必要なつり銭について会計管理室から保管換えを受けられたい。
措置の内容	平成21年1月9日から総額2万円のつり銭を保管している。

3 市立学校・市立幼稚園

(1) 市立学校

ア 毒物・劇物の管理状況について

(ア) 西橋内中学校

監査の結果	a 管理記録簿の記載内容が不明確であった。 b 一部劇物容器に劇物表示をしていなかった。 c 使用見込みがなく長期間保管する毒物があった。
措置の内容	b 劇物容器に表示した。

(イ) 南が丘中学校

監査の結果	a 管理記録簿の記載内容が不明確であった。 b 一部劇物容器に劇物表示をしていなかった。
措置の内容	b 劇物容器に表示した。

(ウ) 久居西中学校

監査の結果	a 管理記録簿の記載内容が不明確であった。 b 一部劇物の管理記録上の残量表示と実残量が不一致であった。 c 一部劇物容器に劇物表示をしていなかった。
-------	---

	d 使用見込みがなく長期間保管する劇物があった。
措置の内容	a 管理記録簿の記載内容（日付）を明確に記帳した。 b 実残量を確認し、管理記録の表示を訂正した。 c 劇物容器に表示した。

(工) 藤水小学校

監査の結果	a 管理記録簿の記載内容が不明確であった。 b 新たに購入した劇物を管理記録簿に記帳していなかった。
措置の内容	b 管理記録簿に記帳した。

(才) 雲出小学校

監査の結果	a 管理記録簿の記載内容が不明確であった。 b 劇物保管庫に劇物表示をしていなかった。 c 使用見込みがなく長期間保管する毒物、劇物があった。
措置の内容	b 劇物保管庫に表示した。

(力) 栗葉小学校

監査の結果	a 管理記録簿の記載内容が不明確であった。 b 一部劇物容器に劇物表示をしていなかった。 c 劇物保管庫の転倒防止策を講じていなかった。 d 使用見込みがなく長期間保管する劇物があった。
措置の内容	a 管理記録簿の記載内容（残量等）を明確に記帳した。 b 劇物容器に表示した。 c 劇物保管庫を壁面に固定した。

(キ) 村主小学校

監査の結果	a 管理記録簿の記載内容が不明確であった。 b 一部劇物容器に劇物表示をしていなかった。 c 使用見込みがなく長期間保管する劇物があった。
措置の内容	c 廃棄物処理業者に処理業務を委託し、平成21年3月に廃棄処分をした。

(ク) 美杉南小学校

監査の結果	劇物保管庫に劇物表示をしていなかった。
措置の内容	劇物保管庫に表示した。

イ 給食費の滞納について

各学校における措置状況は、次の表のとおりである。

学校名	滞納額（件数）	納付額（件数）	主な措置の内容

藤水小学校	144,180円（9件）	36,700円（6件）	文書による督促等
櫛形小学校	4,090円（2件）	4,090円（2件）	文書による督促等
雲出小学校	98,110円（9件）	50,110円（6件）	文書による督促等
南が丘小学校	110,910円（8件）	62,610円（5件）	文書による督促等
栗葉小学校	75,600円（4件）	55,200円（2件）	文書による督促等
村主小学校	18,000円（3件）	18,000円（3件）	納付指導
家城小学校	41,000円（5件）	41,000円（5件）	納付指導

ウ その他の会計処理等について

（ア）久居西中学校

監査の結果	郵便切手の管理について、50円切手の実際の保有数は、受払簿の記帳残数より3枚多かった。
措置の内容	受払簿の残数計算誤りのため、これを訂正した。

（イ）栗葉小学校

監査の結果	平成20年度に購入した備品について、備品台帳への登録がなく、備品標識を付していなかった。
措置の内容	備品台帳へ登録し、備品標識を付した。

（2）市立幼稚園

ア 村主幼稚園

監査の結果	郵便切手の管理について、年間の使用見込数を著しく上回って保有しており、また、80円切手の実際の保有数は、受払簿の記帳残数より1枚少なかった。
措置の内容	年間使用見込枚数を厳密に把握し保有することとした。また、使用した80円切手1枚の記帳漏れがあったため、受払簿へ記帳した。

イ 波瀬幼稚園

監査の結果	使用していない保育料会計に係る預金通帳の残金（預金利子66円）を処理していなかった。
措置の内容	平成21年2月10日に当該預金を解約し、解約返戻金（70円）を一般会計に入金した。

4 その他の施設

（1）白山市民館（所管部局：白山総合支所 総務課）

監査の結果	講師派遣業務委託契約に係る価格の検証について、平成20年度の人権を考える市民のつどい記念講演会等の講師派遣業務委託
-------	---

	契約は、いずれも同一事業者と随意契約で締結し、その予定価格は、当該事業者の見積書を参考に算定しているが、これらの見積書には、所要の経費の内訳が示されておらず、価格の妥当性を検証できないことから、これらの業務委託の発注に当たっては、見積価格の明細を求めるなど、価格の妥当性を検証されたい。
措置の内容	平成21年度の契約締結に当たり、企画料、交通費及び宿泊料の明細を記載した見積書の提出を指示し、これを徵取した。

(2) 美杉地域産物加工販売施設（所管部局：美杉総合支所 産業環境課）

監査の結果	同施設内に設置された飲料水自動販売機について、行政財産の使用許可に係る手続がされていないことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	平成21年4月1日に行政財産の使用許可をした。

5 財政援助団体

(1) 津市学校給食協会（所管部局：教育員会事務局 学校教育課）

監査の結果	<p>同協会の会計事務について、預金通帳を出納簿として利用しており、現金出納簿、予算差引簿、収支計算書、財産目録といった諸帳簿などが整備されていなかった。</p> <p>また、平成19年度の同協会の決算額は、領収書等を集計した総額と一致するものの、事務局費の一部の支出科目に誤りがあるなど、不適正な会計事務が見られた。</p> <p>これらのこととは、同協会の会計に関する規約が詳細に規定されていないことが一因であることから、早急に詳細な規約、諸帳簿を整備するなど、会計事務の適正化について指導されたい。</p>
措置の内容	現金出納簿については、平成20年度中に整備し、予算差引簿、収支計算書については、平成21年度から整備した。

(2) 津まつり実行委員会（所管部局：商工観光部 観光振興課）

監査の結果	平成19年度の同補助金に係る預金通帳を見たところ、同事業の関連イベントを実施する和船山車運営委員会が支出すべき報償費（36万6,000円）が、津まつり実行委員会によって支出されていた。当該報償費相当額は数日後に返還されたものの、このような支出行為は、関連するイベント経費であるとは言え、津市補助金等交付規則第9条の趣旨に照らし、決して望ましいものではなく、適正に補助金を使用されるよう指導されたい。
-------	---

	また、同補助金に係る現金出納簿（予算差引簿）については、予算額及び執行額が明確でないなど、妥当を欠くものであったことから、その是正を指導されたい。
措置の内容	同実行委員会に対し、補助金の適正な使用及び現金出納を明確にするよう指導した。

(3) 津西商工会（所管部局：商工観光部 商業労政振興課）

監査の結果	平成18年度及び平成19年度の同補助金に係る実績報告書を見たところ、これら補助金の使途を詳細に把握することができる書類が添付されておらず、適正かつ効果的に補助金が使用されたことを審査し難いものであった。補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の内容	平成18年度及び平成19年度については、補助金充当経費の内容が分かるよう関係書類等の整理を求め、適正に処理されていることを確認した。 平成20年度の補助金についても、同様の措置を講じた。

(4) 長野川流域環境保全協議会（所管部局：水道局 淨水課）

ア 材料等の調達方法について

監査の結果	水源涵養林の植樹のための苗木等の購入、視察研修のための貸切バスなどの調達に当たり、同協議会では見積合わせを行わていなかつたことから、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、見積合わせを行うなど、補助金の適正かつ効率的な使用に努められるよう指導されたい。
措置の内容	同協議会における物品の調達等に当たっては、見積合わせを行うなど、補助金の交付の趣旨を十分に踏まえ、適正かつ効率的な補助金の使用に努めるよう指導した。

イ 環境保全事業に係る履行状況の確認について

監査の結果	平成19年度の河川の環境保全事業に係る実績報告書を見たところ、一部に事業の履行状況が十分に確認できないものがあったことから、適正に事業の実績を報告されるよう指導の上、事業の履行状況を確認されたい。
措置の内容	業務履行状況の確認ができるよう、現場写真の撮影方法等につ

いて指導した。

(5) 津市観光協会（所管部局：商工観光部 観光振興課）

監査の結果	平成19年度の補助対象事業である観光宣伝事業（観光パンフレット・ポスターの作製等）について、同協会はその一部の事業を次年度の事業としたにもかかわらず、これに伴う当該補助対象事業の計画変更承認申請書を本市に提出されなかつたことから、同協会の平成19年度収支決算において次年度繰越額が約589万円生じていた。今後は、補助事業に係る綿密な事業計画の立案及び事業の執行並びに適正な補助金交付申請事務に努められるよう指導されたい。
措置の内容	同協会に適正な補助金関係書類の提出を促すとともに、今後補助事業に係る綿密な事業計画の立案及び事業の執行に努めるよう指導した。